

募集要領（企画競争）

1. 業務名

英語学習 e ラーニング教材の提供業務

2. 業務の目的・趣旨

本学では令和5年4月21日に「宮城教育大学グローバル視点、知見、経験を有する教員の育成推進プラン」を制定し、本学学生の海外派遣留学を増加させる目標を掲げている。学生が海外派遣留学するためには英語の語学力が必要となるが、本学には学生が自主的に英語を自学自習できる環境が整備されていない。

そこで、英語の自学自習環境を整備するため、英語学習 e ラーニング教材の提供業務を調達するものである。

3. 業務の内容

本学学生が英語力に応じて自主的に英語学習が行える TOEIC テスト対策の e ラーニング教材を提供する。

提供アカウント数：1,000アカウント

提供期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日（期間更新の可能性有）

4. 応募資格要件

- (1) 国立大学法人宮城教育大学の契約事務要項第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に東北地域の「物品の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 本学理事から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5. 提出書類

本業務の募集に応募する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 企画提案書

任意の様式により本学が示す審査基準の要件を満たした具体的な内容とすること。審査基準の該当する提案項目の番号を必ず明記すること。

- (2) 本業務を行う上での実施体制に関する資料
- (3) 本業務を行う上での詳細な見積書（概算見積書）及び工程表
- (4) 審査基準に記載の「ワーク・ライフ・バランス等の推進」における認定通知書等（外国法人にあつては内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知書）を有する場合は、その写し
- (5) 本募集要領の要件を証明する書類として、令和6年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写

6. 提出方法等

- (1) 提出方法 郵送又は持参すること。
 - ・郵 送：簡易書留、宅配便等で送付すること
 - ・持 参：受付時間は平日9：00から17：00
 - ・その他：提案書は日本語で作成し、提案書に関する照会先を明記すること。
- (2) 提出期限 令和7年 1月29日（水）17時00分
- (3) 提出場所 仙台市青葉区荒巻字青葉149
国立大学法人宮城教育大学財務課調達係
- (4) 提出部数 正本1部、副本5部
- (5) その他
 - ①本企画提案書等に対する質問がある場合は、書面により提出すること。
 - ・提出期限 令和7年 1月22日（水）17時00分
 - ・提出方法 メールにて送付すること。
 - ②提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - ③企画提案書の作成及び提出に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
また、提出された提案書等については返却しない。
 - ④審査基準に記載の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項」における認定通知書等（外国法人にあつては内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知書）の写しを提出した者が契約予定者として採択された場合において、採択日以降に当該認定の取消し又は変更が行われたときは、速やかに本学へ届け出ること。
- (6) 問合せ先
仙台市青葉区荒巻字青葉149
国立大学法人宮城教育大学 財務課調達係
TEL：022-214-3319
FAX：022-214-3321
E-mail：tyoutatu@grp.miyakyo-u.ac.jp

7. 業務の規模及び採択数

業務の規模：1,760千円（限度額）

※提案内容が限度額の範囲内であることを確認できる参考見積書を提案書に添付すること。限度額の範囲を超える提案書は、8. に示す審査の対象としない。

採 択 数：1件

8. 選定方法等

選定方法：別紙審査基準のとおり

結果通知：提案者全員に選定結果を通知する。

9. 契約締結

契約書(案)は別添のとおりである。仕様書については採択者と提案書を基に作成・調整するものとする。

なお、契約金額については提案書の内容を勘案して決定するので採択者が提示する金額と必ず一致するものではない。また、金額及びその他契約条件等が合致しない時には契約締結を行わない場合がある。

10. スケジュール

○採択者の決定：令和7年 2月18日

○業務期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

11. その他

業務実施に当たっては、契約書、仕様書を遵守すること。

審査基準（企画競争）

I. 選定方法

企画提案書に基づき、「英語学習 e ラーニング教材の提供業務」企画審査委員による審査を行い、評価が最も高かった者を契約予定者として採択する。提案を確認できない審査項目は不可とし、一項目でも不可と判断された場合は不合格とする。

なお審査期間中、必要に応じて提案の詳細に関する追加資料の提出または面接を求めることがある。

II. 選定基準

【必須条件】 …… 企画提案書は次の各号に適していることを必須の条件とする。

- ①提案内容が募集公告に記載してある目的、趣旨に合致してあること。
- ②業務が具体的かつ適切な方法により計画されていること。
- ③業務を遂行するのに必要な能力、知識、ノウハウを有していることが明確に分かること。
- ④概算見積書の内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること。

【審査項目】 ……以下の各項目（「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る項目を除く）を4段階で評価する。「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る項目については、提案者が有する認定通知書等の内容に応じて加点として評価する。

1. e ラーニング教材について

- ①英語力（特にリーディングやリスニング）向上に繋がる内容であるか。
- ②学習者の習熟度（CEFR A2 から B2）に応じた学習が可能となっているか。
- ③学習者の興味関心や動機を向上・維持する様々な仕掛けを有しているか。
- ④学習者の学習状況が管理しやすいシステムを有しているか（例：学習状況や成績等のグラフや表による可視化）。
- ⑤学習到達度を測定するテストを豊富に有しているか。

2. 実施体制等について

- ①大学に対し e ラーニング英語教材の導入実績を有しているか。
- ②導入後のサポート体制を有しているか。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する以下の認定通知書等（外国法人にあっては内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知書）を有する場合は、加点として評価する。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第9条の規定に基づく認定（えるぼし認定）（労働時間の働き方に係る基準を満たすものに限る）及び同法第12条の規定に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
- (2) 女性活躍推進法第8条の規定に基づく「一般事業主行動計画策定届」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）及び計画期間が満了していないものに限る）
- (3) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）第13条の規定に基づく認定（くるみん認定及びトライくるみん認定※）及び同法第15条の2の規定に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」

なお、労働時間の基準等を見直す厚生労働省令の改正により、次世代法第1

3条の規定に基づく認定（くるみん認定及びトライくるみん認定）については、下記に留意すること。

※1　くるみん認定（平成29年3月31までの基準）

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定に基づく認定

※2　くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※1の認定を除く。）

※3　くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）、トライくるみん認定

次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）による改正後の認定基準

- (4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第15条の規定に基づく認定（ユースエール認定）に関する「基準適合事業主認定通知書」

配点表（企画競争）

審査者：○○○○

審査項目	点 数	評 価 基 準			
		優	良	可	不可
1－①		20	10	5	不合格
1－②		20	10	5	不合格
1－③		10	5	1	不合格
1－④		10	5	1	不合格
1－⑤		10	5	1	不合格
2－①		10	5	1	不合格
2－②		10	5	1	不合格
3－①		<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点する（以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる）。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点 ・認定段階2（労働時間の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・「一般事業主行動計画」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る）策定済み（計画期間が満了していないものに限る）＝1点 <p>（2）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）※1＝2点 ・くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※2＝3点 ・トライくるみん※3＝3点 ・くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）※3＝3点 ・プラチナくるみん認定＝5点 <p>※1　くるみん認定（平成29年3月31日までの基準） 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定に基づく認定</p>			

		<p>※2 くるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※1の認定を除く。)</p> <p>※3 くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)、トライくるみん認定 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) = 4点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>
--	--	--